

電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告および 資源エネルギー庁からの指導に対する報告の概要

東北電力ネットワーク株式会社

2023年5月12日

これまでの経緯と業務改善勧告等の受領

- 当社ではこれまで、本来、非公開として取り扱うべきお客さま情報の不適切な取り扱いに係る事案について、以下の4点を解決すべき要因として分析し、再発防止策を検討・整理

a. 基準・マニュアルに関する要因	✓ 端末の取り扱いをはじめとした行為規制の観点に基づく情報管理体制に関する規定が不十分だった
b. 内容理解・教育に関する要因	✓ 従業員の行為規制に関する理解や意識が不足していた
c. 組織・業務運営に関する要因	✓ 行為規制に係る体制整備や情報管理に関するチェック体制が不十分だった
d. システムに関する要因	✓ 端末管理やシステムのアクセス制御の運用に不備があった

- 今般、4月17日付で受領した業務改善勧告※¹（電力・ガス取引監視等委員会）および指導※²（資源エネルギー庁）を踏まえ、**託送情報に係る情報システムの共用状態解消や、抜本的な内部統制の強化に向けた計画・対策**を検討し、本日、その内容を報告

※¹ 「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい等について（業務改善勧告）」

※² 「再生可能エネルギー業務管理システムの不正閲覧事案に関する指導について」

- 今後、報告した計画・対策の実施について、**経済産業省によるフォローアップに誠実に対応するとともに、再発防止策・体制の実効性を高めていく**

業務改善勧告等の概要

- 業務改善勧告および指導の概要は以下のとおり
- これを受け、託送情報に係る情報システムの共用状態解消（P4）、および抜本的な内部統制の強化（P5）に取り組んでいく

<p style="text-align: center;">電力・ガス取引監視等委員会 業務改善勧告概要</p>	<p style="text-align: center;">資源エネルギー庁 指導概要</p>
<p>(1) 託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに（約3年以内を想定）解消する計画を立案すること。また、その内容を5月12日までに経済産業省へ提出のうえ、当該計画の進捗状況を定期的に報告すること。</p> <p>※ 合理的な理由があり約3年以内に共用状態を解消することが困難である場合は、その旨を記載すること</p>	<p>(1) 法に基づく業務を行うに当たり、情報の適正な管理が大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること。</p>
<p>(2) 行為規制の遵守について、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること。また、その内容を5月12日までに経済産業省へ提出のうえ、以降も定期的に状況を報告すること。</p> <p>【検討にあたっての観点】</p> <p>✓ 統制環境、リスク評価、統制措置、情報と伝達・ITガバナンス、モニタリング、その他</p>	<p>(2) 事案の内容及び発生原因を調査し、対応策を含め、公表すること。</p>
<p>(3) 事案の内容・発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。</p>	<p>(3) 本指導への対応について、5月12日までに、措置内容を報告すること。</p>
<p>(4) 勧告内容の実施状況について経済産業省のフォローアップに誠実に対応すること。</p>	

【システムの共用状態解消に向けた計画】

・ 託送情報に係るシステムの共用状態の解消に関して、「現時点の計画では2029年1月運用開始となるが、今後、可能な限り前倒しを目指す」ことを電力・ガス取引監視等委員会に報告した

① 託送情報に係るシステムの東北電力および東北電力NWによる共用状態の解消時期
「現時点の計画では2029年1月運用開始（工期5年6か月）となるが、今後可能な限り前倒しを目指す」

② 共用状態解消までの対応スケジュール（以下はイメージ）



今後前倒しを検討

③ 電力・ガス取引監視等委員会から求められている「約3年以内の共用状態の解消」が困難な理由

- 現時点の計画である5年6か月を3年以内に短縮する場合、品質等への影響が懸念される。
- また、特に工期を要すると見込まれる開発上の課題は以下の4点であるが、可能な限り前倒しを目指す。
 - ・ システムの長期利用による肥大化・複雑化
 - ・ 古い開発言語利用による開発技術者不足
 - ・ 社内関係システムとの密結合による影響
 - ・ 大量データの取扱いによるテストおよび移行時の品質確保

④ 開発体制および進捗のチェック体制

- 東北電力・東北電力NW各々で開発を行うが、開発内容の整合性をとるため、連携して対応する。また、経営層を含めた「共同利用システム解消推進協議会」にて全体の進捗ならびに課題・リスク管理を行なう。
- 外部の第三者目線により、プログラムの進め方やシステム分割仕様等についてチェックする。

【抜本的な内部統制の強化に向けた追加対策】

- 内部統制の強化について、これまで検討した再発防止策（3月17日プレスリリース、参考資料参照）を実行することに加えて、今回受けた勧告・指導内容を踏まえ、主に以下の事項を追加対策として取り組む

【業務改善勧告等における観点を踏まえ追加した主な対策】

a. 基準・マニュアルに関する要因	-
b. 内容理解・教育に関する要因	<ul style="list-style-type: none"> □ 取締役・行為規制に関する責任者等に対する研修の実施 ✓ 取締役や各組織に配置した行為規制管理責任者・行為規制遵守推進者に対し、自らの役割認識や意識の高揚を目的とした研修を計画・実施
c. 組織・業務運営に関する要因	<ul style="list-style-type: none"> □ システム監査の強化 ✓ 特に重要なシステムの開発時等における要件定義やアクセスログ解析の実施状況の確認など、監視強化を図るために、外部専門家の活用など考査室機能を強化 □ 業務全体のリスク評価、およびリスク評価による重要データ等の特定 ✓ 情報の取り扱いに関する重要度の観点から非公開情報を取り扱う業務やシステムを特定のうえ、リスク評価を実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 現行も、統合リスク管理方針のもと統合リスクマネジメント会議や中期計画のPDCAサイクルの中でリスクを評価・管理しており、これに上記観点を追加 □ 重要情報を取り扱う委託会社の管理強化 ✓ 需要家情報等の重要データを取り扱う業務を多く委託する会社に対して、個別にシステム面や情報取り扱いに関する周知や、行為規制・情報管理に関する教育・点検等を実施
d. システムに関する要因	<ul style="list-style-type: none"> □ 託送情報システムに関する東北電力との共用状態解消に向けた対応加速化（P4のとおり）

【事案の内容および発生原因の調査結果等に係る公表】

- 一連の事案の内容や発生原因に関して、再発防止策を含め、これまで以下のとおり社外公表を行っている

公表日	件名（■は公表した事案の内容）
1月13日	<p>小売顧客情報の取り扱いに係る報告徴収の受領について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務端末の設置場所が不適切であり、小売業務を行う東北電力従業員がネットワーク（以下、NW）用設定端末を使用できる状況にあった事案 ■ NW用設定端末を誤って東北電力へ配備していた事案
1月27日	<p>小売顧客情報の取り扱いに係る報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当社と東北電力の双方により業務委託を受けている委託会社の研修室において、東北電力従業員がNW用設定端末を使用していた事案 ■ 東北電力の従業員が給電システムにアクセスできる状態になっていた事案
2月3日	個人情報保護委員会への個人情報等の取扱いに係る報告について
2月10日	経済産業省からの中立性・信頼性確保のための対策に係る指示文書の受領について 経済産業省からの報告徴収の受領について
2月16日	経済産業省からの追加報告徴収の受領について
2月17日	<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく経済産業省への報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 経済産業省が保有する再エネ業務管理システムに東北電力の従業員が当社の管理するIDおよびパスワードを使用してアクセスした事案
2月24日	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく経済産業省への追加の報告について
2月28日	<p>小売顧客情報の取り扱いに係る自主点検結果の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 東北電力社員が、停電用に配備されたNW用設定端末を利用した事案 ■ 東北電力が委託する会社が、停電用に配備されたNW用設定端末を利用した事案 ■ 送配電買取FIT受給契約のアクセス制限（マスキング）に不備があった事案 ■ 再エネ発電設備の出力制御予告システムのアクセス制限に不備があった事案
3月17日	経済産業省からの中立性・信頼性確保のための対策に係る指示文書に対する報告について
4月17日	小売顧客情報の不適切な取り扱いに対する電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告の受領について 経済産業省 資源エネルギー庁からの指導について
5月12日	電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告および資源エネルギー庁からの指導に対する報告について

【参考】

当社再発防止策の概要・実施状況

3月17日お知らせ済の内容を一部更新（更新箇所：赤字）

再発防止策と追加的対策の検討内容（要因 a）

a. 基準・マニュアルに関する要因に係る対策

	主な施策項目・概要	実施時期
不適切事案を踏まえ実施・検討中の対策 ※2月28日お知らせ済み	◆ 行為規制（体制整備）に関する緊急点検	1月実施済
	◆ 社内基準の記載内容について明確化	3月実施済
経産省からの緊急指示を踏まえた追加的対策	<p>□ 行動規範・情報取扱基準で求められる行動と業務を紐づけし、見える化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 今回の再発防止策・追加的対策を踏まえ行動規範・情報取扱基準の内容充実化 ✓ 一般送配電業務に係る行動規範および情報取扱基準に規定する基本的事項を遵守するための詳細ルールを定めた行為規制マニュアルを制定 ✓ 事業部門の業務工程に係る社内基準やマニュアル等に行為規制上留意すべき事項等を明記 	2023年度上期

再発防止策と追加的対策の検討内容（要因 b）

b. 内容理解・教育に関する要因

	主な施策項目・概要	実施時期
不適切事案を踏まえ 実施・検討中の対策 ※2月28日お知らせ済み	◆ 社長による緊急指示・事案に係る注意喚起	1月実施済
	◆ 取締役・従業員への行為規制に関する緊急教育の実施	1月実施済
	◆ 取締役・従業員への継続的な教育・周知	継続実施
	◆ 情報機器等の管理ルールの継続的な周知	1月実施済、以降継続
	◆ 委託会社に対する管理・監督の強化	2023年度から定期的な点検の体制強化
経産省からの緊急 指示を踏まえた追加 的対策	□ 情報セキュリティと行為規制の両面からのルール・仕組みづくり ✓ 情報セキュリティに関する取り扱いについて、行為規制の観点から再確認を実施のうえ、保有する情報資産や従業員が遵守すべき事項を見直し ✓ 情報セキュリティマネジメントを推進するうえで情報管理責任者の役割を明確化	4月実施済
	□ 従業員からの誓約書・誓い等の取付による意識高揚 ✓ 従業員の法令等遵守に対する意識高揚や不適正行為の抑止を図るべく、当社全従業員を対象に情報保持等に係る誓約書・誓い等を取付	2023年度上期
	□ 行為規制抵触時の処分のあり方を明示 ✓ 行為規制を含め法令等に違反した場合は、懲戒の対象となり得ることを行動規範等に明示 ✓ 社内教育の中で周知し理解浸透を図るなどで、従業員のコンプライアンス意識の向上	4月実施済
	□ 公平性確保に係る宣言などの策定と公表 ✓ 一般送配電事業者として求められる中立性・公平性の確保に取り組んでいくことについて、ステークホルダーに対する宣言などを策定のうえ、当社ホームページ上に掲載	～2023年6月

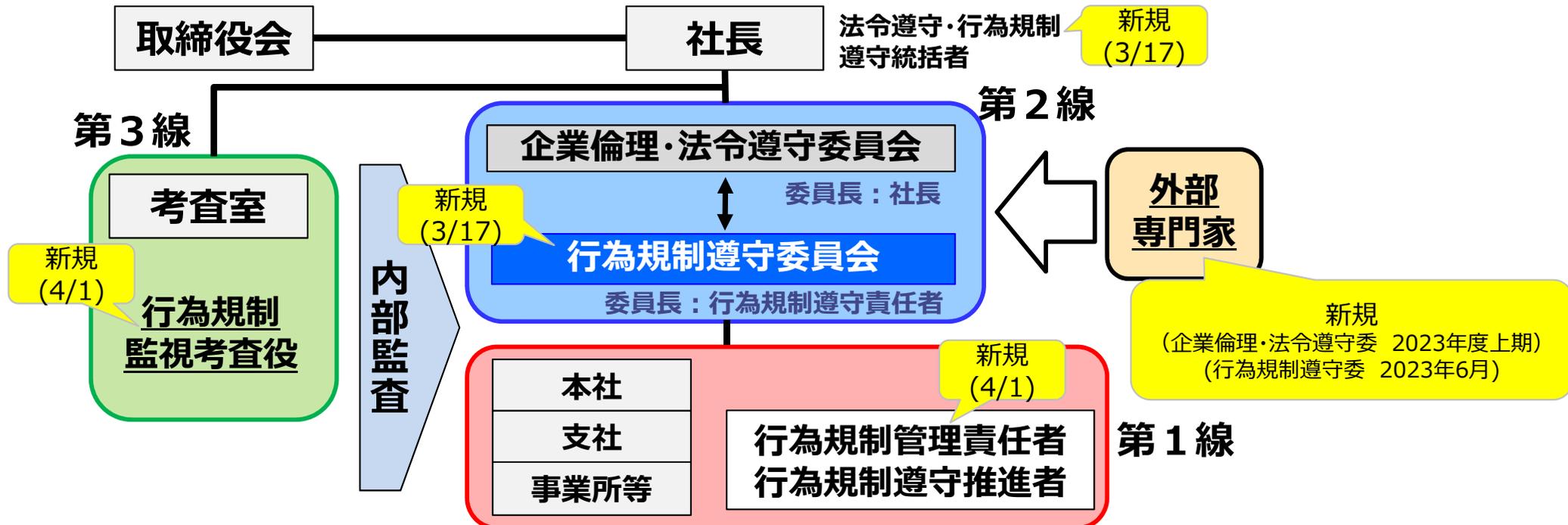
再発防止策と追加的対策の検討内容（要因 c）①

c. 組織・業務運営に関する要因

	主な施策項目・概要	実施時期
不適切事案を踏まえ 実施・検討中の対策 ※2月28日お知らせ済み	◆ 行為規制点検の充実や定期的な従業員アンケートの実施	4月実施、以降継続
	◆ 情報管理に関する運営状況の再確認	実施中(～6月)
	◆ 法令遵守体制における行為規制の遵守に向けた実効力の強化	下記追加的対策にあわせて実施
	◆ 特別考査の実施	2023年度から 開始済
経産省からの緊急 指示を踏まえた追加 的対策	□ 法令等遵守の確実性担保に資する体制強化(次頁参照) ① 責任者となる役員の明確化 ② 企業倫理・法令遵守委員会等の統制・管理体制の強化 ③ 行為規制遵守委員会の設置 ④ 行為規制管理責任者および行為規制遵守推進者の配置 ⑤ 定常的に監視するための体制強化	<u>①・③</u> 2023年3月17日 <u>②・④・⑤</u> 2023年4月1日 ※ 外部専門家の関 与・招聘について、 ②は2023年度上 期、③は2023年6 月を目途
	□ 行為規制通報窓口の新規設置 ✓ 行為規制への抵触・違反行為に関する相談・通報窓口として、新たに「行為規制通報窓口」を設置することで、潜んでいるリスクの早期発見、速やかな対応の実現に向けた環境整備	3月設置済

法令等遵守の確実性担保に資する体制強化(体制図イメージ)

責任者の明確化	社長：法令等遵守全般の統括者として「 法令遵守・行為規制遵守統括者 」を新規委嘱 副社長：行為規制遵守に係る社内責任者として「 行為規制遵守責任者 」を新規委嘱
組織体制の強化	第1線：本社・支社に「 行為規制管理責任者 」を配置し部門・支社の行為規制遵守の統制 本社・事業所等に「 行為規制遵守推進者 」を配置し部署等の行為規制遵守の実行、推進 第2線：社長を委員長とした「 企業倫理・法令遵守委員会 」での法令全般の統制・管理体制の強化、 行為規制の統制・状況管理を行う「 行為規制遵守委員会 」の新設による、行為規制遵守体制の強化。 活動計画や各種施策を充実化することを目的に外部専門家を招聘 第3線：「 行為規制監視考査役 」の配置により監視体制の充実化



【参考】3線ディフェンス
 組織の部門を①現業部門、②管理部門、③内部監査部門に分類し、それぞれに対して、リスク管理における3つの役割（ディフェンスライン）を担わせることによって内部統制を実行していく考え方

再発防止策と追加的対策の検討内容（要因 d）

d. システムに関する要因

	主な施策項目・概要	実施時期
不適切事案を踏まえ 実施・検討中の対策 ※2月28日お知らせ済み	◆ 端末返却時におけるアクセス権削除の実施	1月実施済
	◆ 営業オンラインシステム設定と端末情報の管理機能の追加（セーフティネット）	4月実施済
	◆ 営業オンラインシステムについて、IDカードによる個人認証への変更	2023年10月
	◆ システムの物理的な分割・刷新	2029年1月
	◆ システム開発における点検項目の拡充	2023年7月
経産省からの緊急指示を踏まえた追加的対策	□ 定期的なアクセスログ解析の強化 ✓ 当社が所有する非公開情報の用に供するシステム全て（入退室管理によりアクセス制限しているシステムを除く）を対象に、2023年度よりアクセスログを定期的に解析 ✓ 解析結果を定期的に行為規制遵守委員会へ報告	4月から開始済
	□ 端末管理の厳格化 ✓ 人事異動時の端末管理ルールの詳細化・徹底 ✓ 端末設置場所と管理簿の定期的な照合 ✓ 当社から東北電力等の他社へ異動する際に、端末の設定を消去するツールを作成・導入（7月導入までの暫定措置として、端末を不携帯とする運用を実施） ✓ 委託会社へ配備する端末に関する設置場所等の管理明確化、当社による確認	3月から実施済、以降継続 （端末設定消去ツール導入は2023年7月）
	□ ID・パスワードによるアクセス制御を行っているシステムについて、IDカードによる個人認証への変更 ✓ ID・パスワードでアクセス制御を行っている非公開情報の管理の用に供するシステムをIDカードによる個人認証へ変更	2023年6月目途